

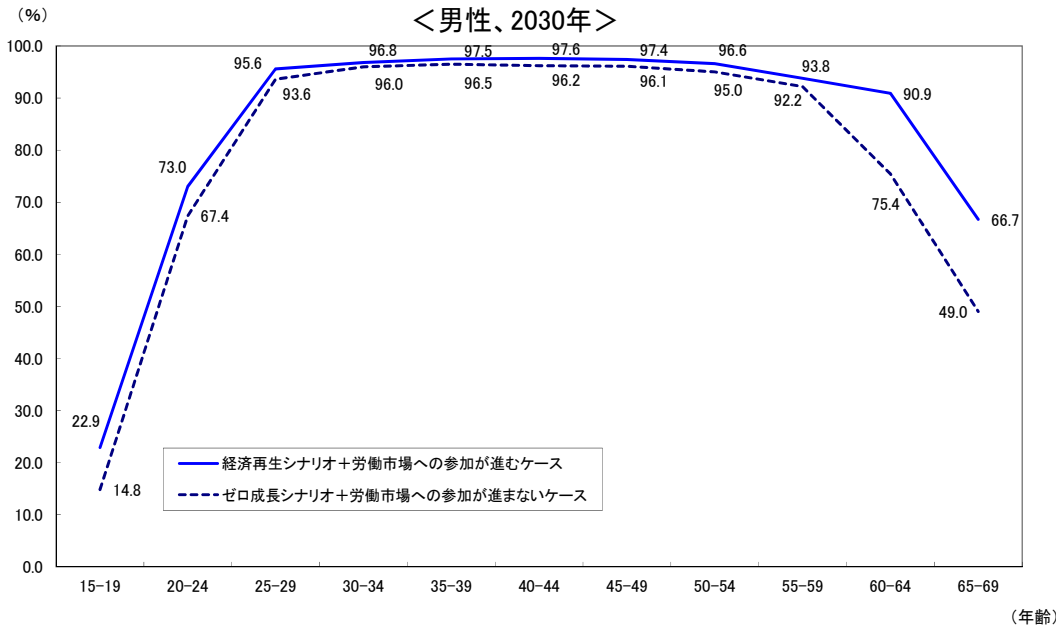
年金分野の改革の進捗状況について (参考資料)

平成26年10月10日
厚生労働省年金局

①平成26年財政検証の前提(労働力率等)

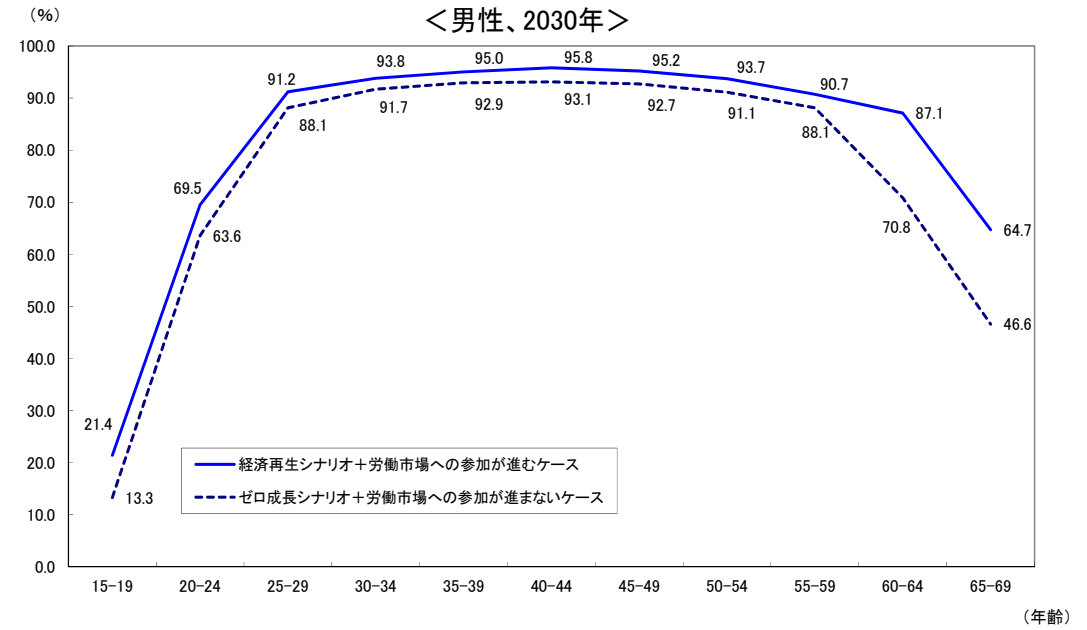
労働力率の将来推計(平成26年2月)

<男性、2030年>



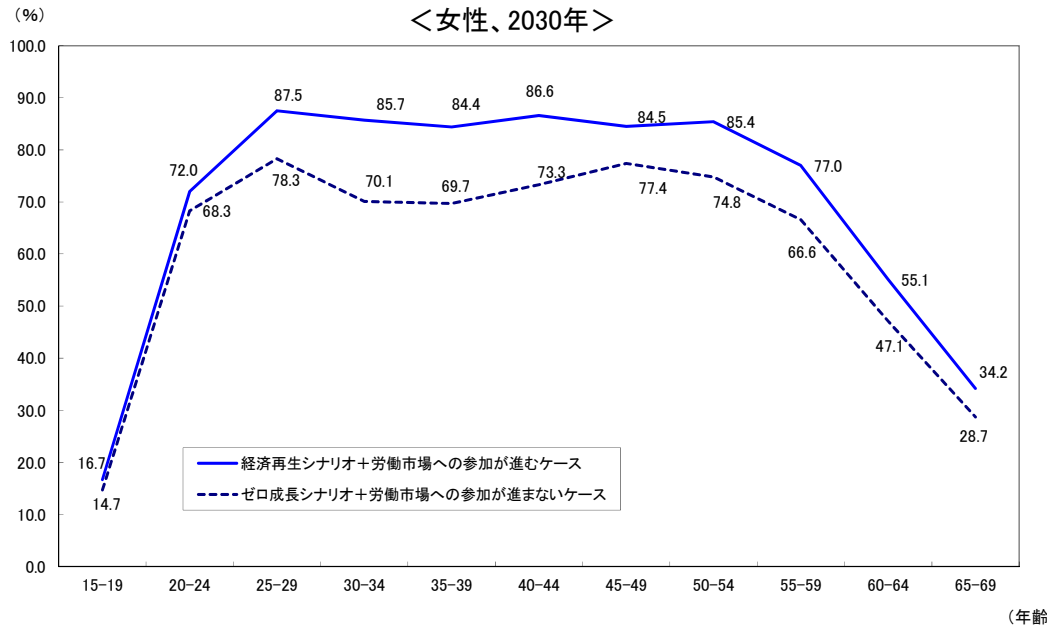
就業率の将来推計(平成26年2月)

<男性、2030年>



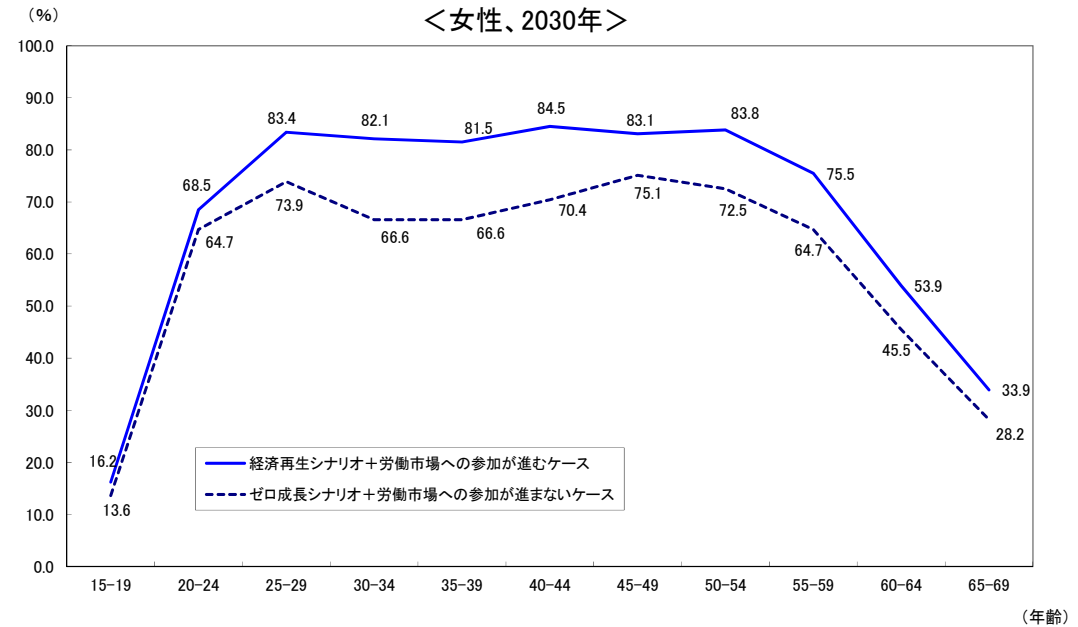
労働力率の将来推計(平成26年2月)

<女性、2030年>

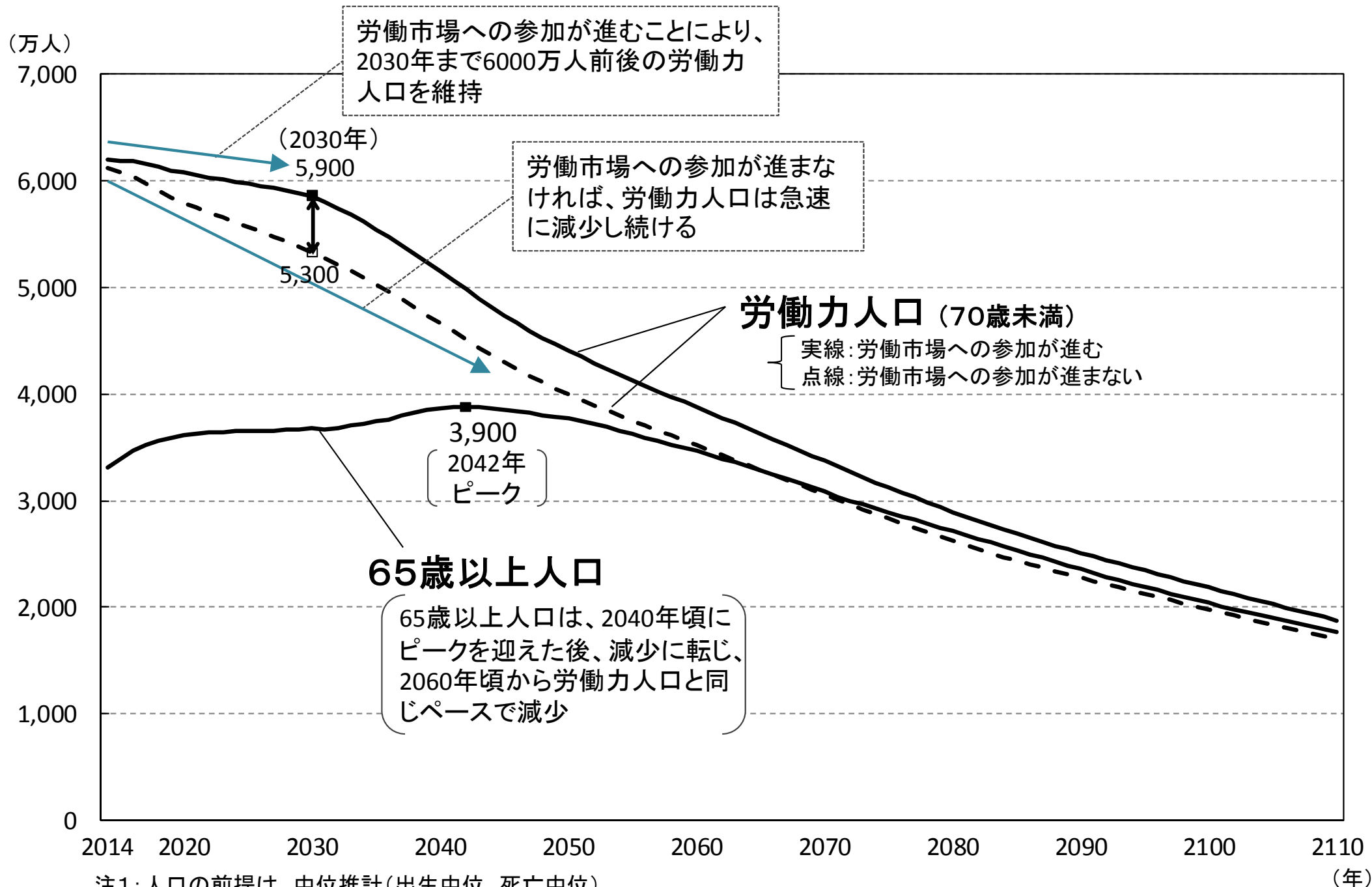


就業率の将来推計(平成26年2月)

<女性、2030年>



①平成26年財政検証の前提(労働力人口と65歳以上人口の推移)



注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

①平成26年財政検証の前提(経済前提の設定の基本的な考え方)

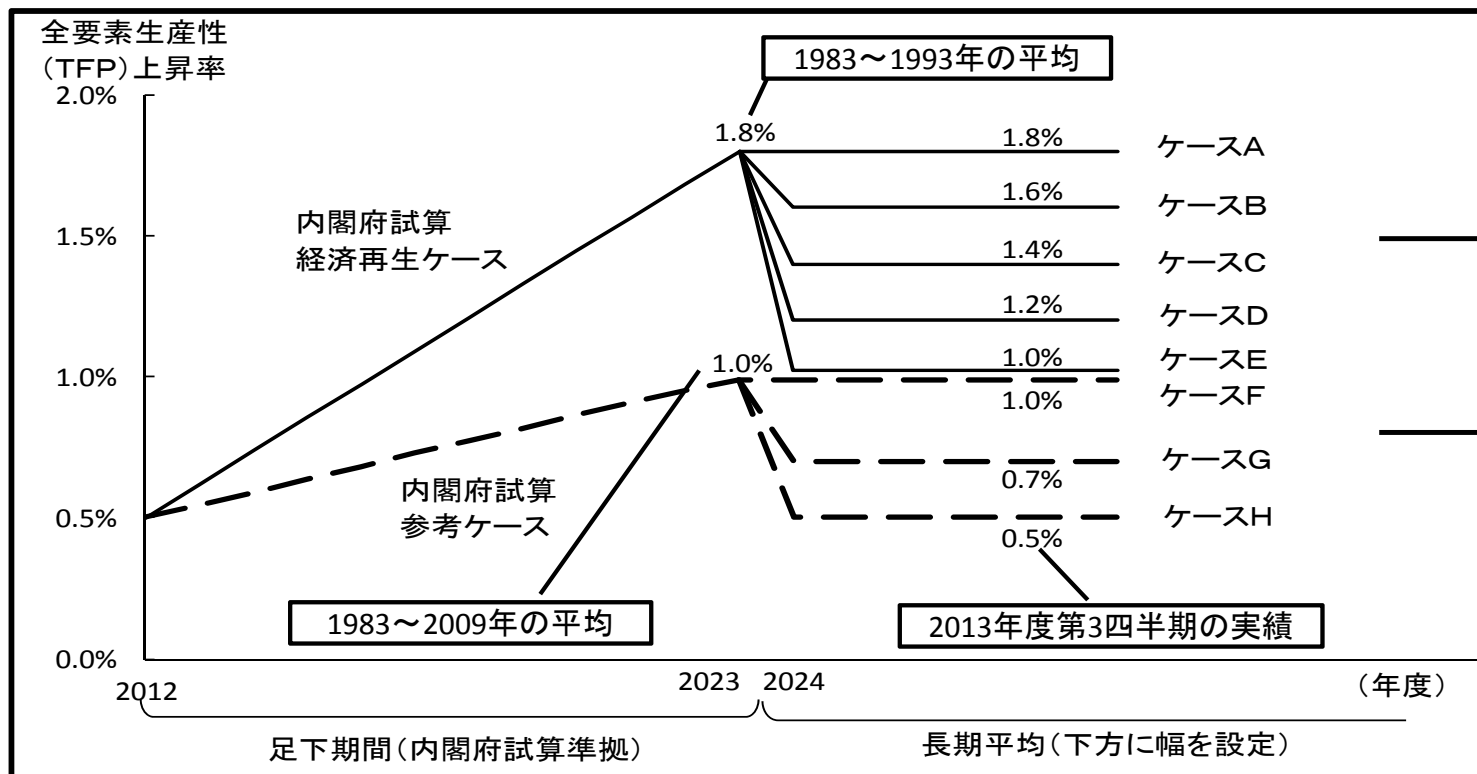
- 財政検証に用いる経済前提(※)については、透明性を確保するため、経済金融の専門家による専門委員会を設け、公開の場における長期間の議論(第1回平成23年10月～第17回平成26年3月)の結果を基に設定

※ 物価上昇率、賃金上昇率、年金積立金の運用利回り

- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月)や労働力需給推計(平成26年2月)に整合的に設定
- 足下(平成35(2023)年度まで)の経済前提は上記の内閣府試算に準拠して設定
- 長期(平成36(2024)年度以降)の経済前提はマクロ経済に関する試算(コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計)に基づいて設定

※ 内閣府試算を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要となる全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)を軸として、幅の広い、複数のケースを設定

<長期の経済前提の設定イメージ>



それぞれのケースに対応した物価、賃金、運用利回りを設定

①平成26年財政検証の前提(平成35(2023)年度までの足下の経済前提)

○ 内閣府 経済再生ケースに準拠する経済前提 (ケースA～ケースE)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6 %	2.7 %	2.7 %	2.2 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6 %	▲0.2 %	▲0.2 %	1.4 %	1.7 %	1.8 %	1.9 %	1.9 %	2.2 %	2.1 %
名目賃金上昇率	1.0 %	2.5 %	2.5 %	3.6 %	3.7 %	3.8 %	3.9 %	3.9 %	4.2 %	4.1 %
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3 %	▲0.8 %	▲0.5 %	0.4 %	1.1 %	1.6 %	2.0 %	2.3 %	2.6 %	2.9 %
名目運用利回り(※2)	1.3 %	1.9 %	2.2 %	2.6 %	3.1 %	3.6 %	4.0 %	4.3 %	4.6 %	4.9 %

○ 内閣府 参考ケースに準拠する経済前提 (ケースF～ケースH)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6 %	2.3 %	2.0 %	1.4 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6 %	▲0.7 %	0.3 %	1.5 %	1.6 %	1.5 %	1.4 %	1.3 %	1.5 %	1.5 %
名目賃金上昇率	1.0 %	1.6 %	2.3 %	2.9 %	2.8 %	2.7 %	2.6 %	2.5 %	2.7 %	2.7 %
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3 %	▲0.7 %	▲0.1 %	0.7 %	1.2 %	1.5 %	1.7 %	1.9 %	2.0 %	2.2 %
名目運用利回り(※2)	1.3 %	1.6 %	1.9 %	2.1 %	2.4 %	2.7 %	2.9 %	3.1 %	3.2 %	3.4 %

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。

(※2) 名目運用利回りの設定は、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか(分散投資効果)を0.4%(平成36(2024)年度以降の長期の経済前提における設定を参考)として、これを加味して設定。また、平成21年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

②オプションI (マクロ経済スライドによる給付水準調整のスピードと調整後の給付水準)

経済前提	経済の変動	マクロ経済スライド調整の仕組み	所得代替率(一元化モデル)の見通し								
			2014	2020	2030	2040	2050	2060	2070	2080	
ケースC	あり	現行の仕組み	62.7%	→ (2018 厚生年金調整終了 60.3%) →	56.9%	→ (2043 基礎年金調整終了 50.8%) →	→				
		フルに発動される仕組み	62.7%	→ (2018 厚生年金調整終了 60.3%) →	56.9%	→ (2043 基礎年金調整終了 51.2%) →	→				
ケースE	あり	現行の仕組み	62.7%	→ (2020 厚生年金調整終了 59.3%) →	56.5%	→ (2044 基礎年金調整終了 50.2%) →	→				
		フルに発動される仕組み	62.7%	→ (2020 厚生年金調整終了 59.3%) →	56.5%	→ (2042 基礎年金調整終了 51.0%) →	→				
ケースG	あり	現行の仕組み	62.7%	→	54.4%	→ (2033 厚生年金調整終了 52.7%) →			→ (2072 基礎年金調整終了 39.5%) →	→	
		フルに発動される仕組み	62.7%	→	(2030 厚生年金調整終了 53.5%) →			→ (2050 基礎年金調整終了 44.5%) →	→		
ケースH	あり	現行の仕組み	62.7%	→	54.7%	→	→ (2051 43.8%) →	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (2051年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式へ移行。その後、保険料と国庫負担のみで可能な給付水準は35%~37%程度。 </div>			→
		フルに発動される仕組み	62.7%	→	53.4%	→ (2034 厚生年金調整終了 50.7%) →			→ (2054 基礎年金調整終了 41.9%) →	→	

※ 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

②オプションI(スライド調整率の比較)

	スライド調整率 (フルに発動した場合)		現行の仕組みにおいて実際に発動されるスライド調整率 (既裁定者)							
			ケースC		ケースE		ケースG		ケースH	
	労働市場への参加が進むケース (ケースA～E)	労働市場への参加が進まないケース (ケースF～H)	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり
2015	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
2016	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
2017	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2018	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
2019	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%
2020	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2030	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2040	1.9%	1.9%	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2050	1.7%	1.6%	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2044年度調整終了	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2060	1.6%	1.6%					2058年度調整終了	0.9%	2055年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行	2051年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行
2070	1.8%	1.8%					0.9%			
2080	1.8%	1.8%					2072年度調整終了			
2015～2040 (年平均)	1.2%	1.3%	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%
2015～調整終了 (年平均)	-	-	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	-	-

注1:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

2:実際に発動されるスライド調整率は、調整期間の長い基礎年金の既裁定年金に発動されるものである。なお、厚生年金(比例部分)は、基礎年金より調整期間が短い
が、調整期間中は基礎年金と同じスライド調整率が発動される。

③オプションII(適用拡大による被保険者数への影響)

適用状況別の被保険者数の推移(万人、%)

	計			1号被保険者			2号被保険者			3号被保険者		
	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②
平成26 (2014)	6,640 (100%)			1,770 (27%)			3,920 (59%)			940 (14%)		
平成32 (2020)	6,410 (100%)			1,600 (25%)			3,970 (62%)			840 (13%)		
平成37 (2025)	6,200 (100%)	6,240 (100%)	6,550 (100%)	1,480 (24%)	1,410 (23%)	850 (13%)	3,960 (64%)	4,160 (67%)	5,190 (79%)	760 (12%)	660 (11%)	510 (8%)
平成42 (2030)	5,940 (100%)	5,970 (100%)	6,330 (100%)	1,350 (23%)	1,280 (22%)	740 (12%)	3,900 (66%)	4,110 (69%)	5,160 (81%)	680 (11%)	580 (10%)	430 (7%)
平成47 (2035)	5,530 (100%)	5,580 (100%)	5,960 (100%)	1,230 (22%)	1,170 (21%)	670 (11%)	3,690 (67%)	3,880 (70%)	4,900 (82%)	620 (11%)	530 (9%)	390 (6%)
平成52 (2040)	5,110 (100%)	5,150 (100%)	5,520 (100%)	1,110 (22%)	1,050 (20%)	600 (11%)	3,430 (67%)	3,610 (70%)	4,560 (83%)	570 (11%)	490 (9%)	360 (6%)
平成57 (2045)	4,730 (100%)	4,770 (100%)	5,090 (100%)	1,020 (22%)	970 (20%)	550 (11%)	3,180 (67%)	3,340 (70%)	4,210 (83%)	530 (11%)	460 (10%)	330 (7%)
平成62 (2050)	4,430 (100%)	4,460 (100%)	4,750 (100%)	960 (22%)	910 (21%)	520 (11%)	2,960 (67%)	3,120 (70%)	3,920 (83%)	500 (11%)	430 (10%)	310 (7%)
平成72 (2060)	3,900 (100%)	3,920 (100%)	4,190 (100%)	850 (22%)	810 (21%)	460 (11%)	2,610 (67%)	2,740 (70%)	3,460 (83%)	430 (11%)	370 (9%)	270 (6%)
平成82 (2070)	3,370 (100%)	3,400 (100%)	3,630 (100%)	730 (22%)	700 (20%)	400 (11%)	2,260 (67%)	2,380 (70%)	3,000 (83%)	370 (11%)	320 (9%)	230 (6%)
平成92 (2080)	2,890 (100%)	2,910 (100%)	3,120 (100%)	630 (22%)	590 (20%)	340 (11%)	1,940 (67%)	2,040 (70%)	2,580 (83%)	320 (11%)	280 (9%)	200 (6%)
平成102 (2090)	2,520 (100%)	2,540 (100%)	2,710 (100%)	550 (22%)	520 (21%)	300 (11%)	1,690 (67%)	1,770 (70%)	2,240 (83%)	280 (11%)	240 (9%)	180 (6%)

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は労働市場への参加が進むケース。

③オプションII(世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し)

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1955年生 (平成27年:60歳)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)
1965年生 (平成27年:50歳)	9.4年 (23%)	31.9年 (77%)	0.1年 (0%)	9.4年 (23%)	32.1年 (77%)	0.1年 (0%)	9.3年 (22%)	33.0年 (78%)	0.1年 (0%)
1975年生 (平成27年:40歳)	11.4年 (26%)	31.6年 (73%)	0.1年 (0%)	11.4年 (26%)	31.8年 (73%)	0.1年 (0%)	10.5年 (24%)	33.6年 (76%)	0.1年 (0%)
1985年生 (平成27年:30歳)	10.8年 (25%)	32.4年 (75%)	0.1年 (0%)	10.7年 (25%)	32.6年 (75%)	0.1年 (0%)	9.0年 (20%)	35.3年 (80%)	0.1年 (0%)
1995年生 (平成27年:20歳)	10.2年 (24%)	32.9年 (76%)	0.1年 (0%)	10.0年 (23%)	33.2年 (77%)	0.1年 (0%)	7.6年 (17%)	36.6年 (83%)	0.1年 (0%)
2005年生 (平成27年:10歳)	10.0年 (23%)	33.2年 (77%)	0.1年 (0%)	9.7年 (22%)	33.7年 (77%)	0.1年 (0%)	6.1年 (14%)	38.3年 (86%)	0.1年 (0%)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1955年生 (平成27年:60歳)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)
1965年生 (平成27年:50歳)	9.9年 (25%)	17.4年 (43%)	13.1年 (32%)	9.9年 (24%)	17.6年 (43%)	13.0年 (32%)	9.8年 (24%)	18.8年 (45%)	13.0年 (31%)
1975年生 (平成27年:40歳)	10.7年 (26%)	19.4年 (47%)	11.0年 (27%)	10.5年 (25%)	20.2年 (49%)	10.6年 (26%)	9.1年 (21%)	23.4年 (55%)	10.0年 (24%)
1985年生 (平成27年:30歳)	10.5年 (25%)	21.0年 (50%)	10.1年 (24%)	10.1年 (24%)	22.5年 (54%)	9.2年 (22%)	7.6年 (18%)	27.6年 (64%)	7.7年 (18%)
1995年生 (平成27年:20歳)	10.1年 (24%)	21.9年 (53%)	9.6年 (23%)	9.5年 (23%)	23.9年 (57%)	8.3年 (20%)	6.4年 (15%)	30.2年 (71%)	6.2年 (15%)
2005年生 (平成27年:10歳)	9.8年 (24%)	22.2年 (53%)	9.6年 (23%)	9.1年 (22%)	24.5年 (59%)	8.2年 (20%)	4.7年 (11%)	32.4年 (75%)	6.0年 (14%)

注1:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

2:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

3:1955年生の者については、3号被保険者制度が導入されたのは30歳のときであり、20歳台の専業主婦であった期間は公的年金に任意加入であった。このため、3号期間が短くなっていることに留意する必要がある。

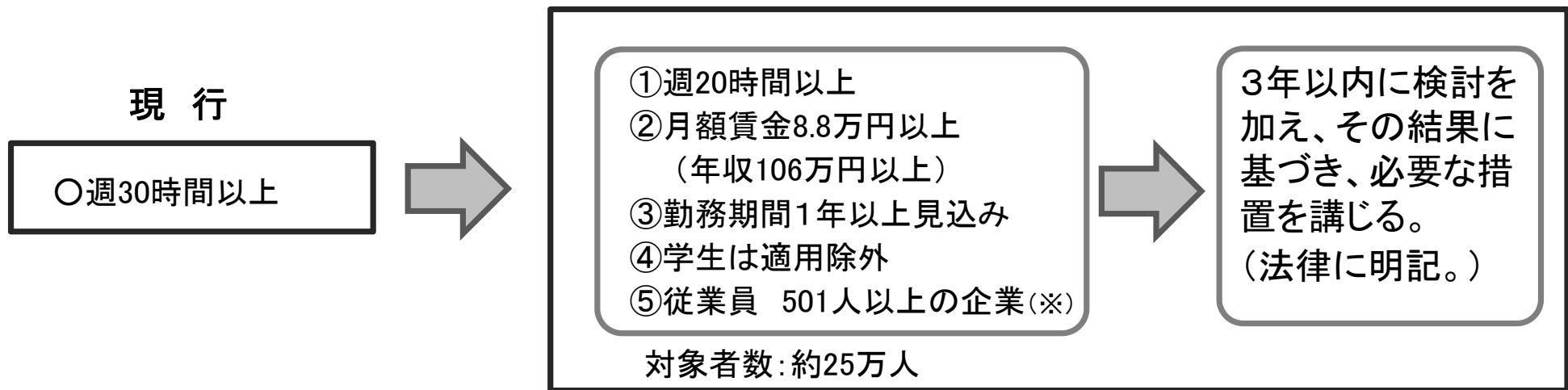
4:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は労働市場への参加が進むケース。

平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大（平成28年10月～）



（※）適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

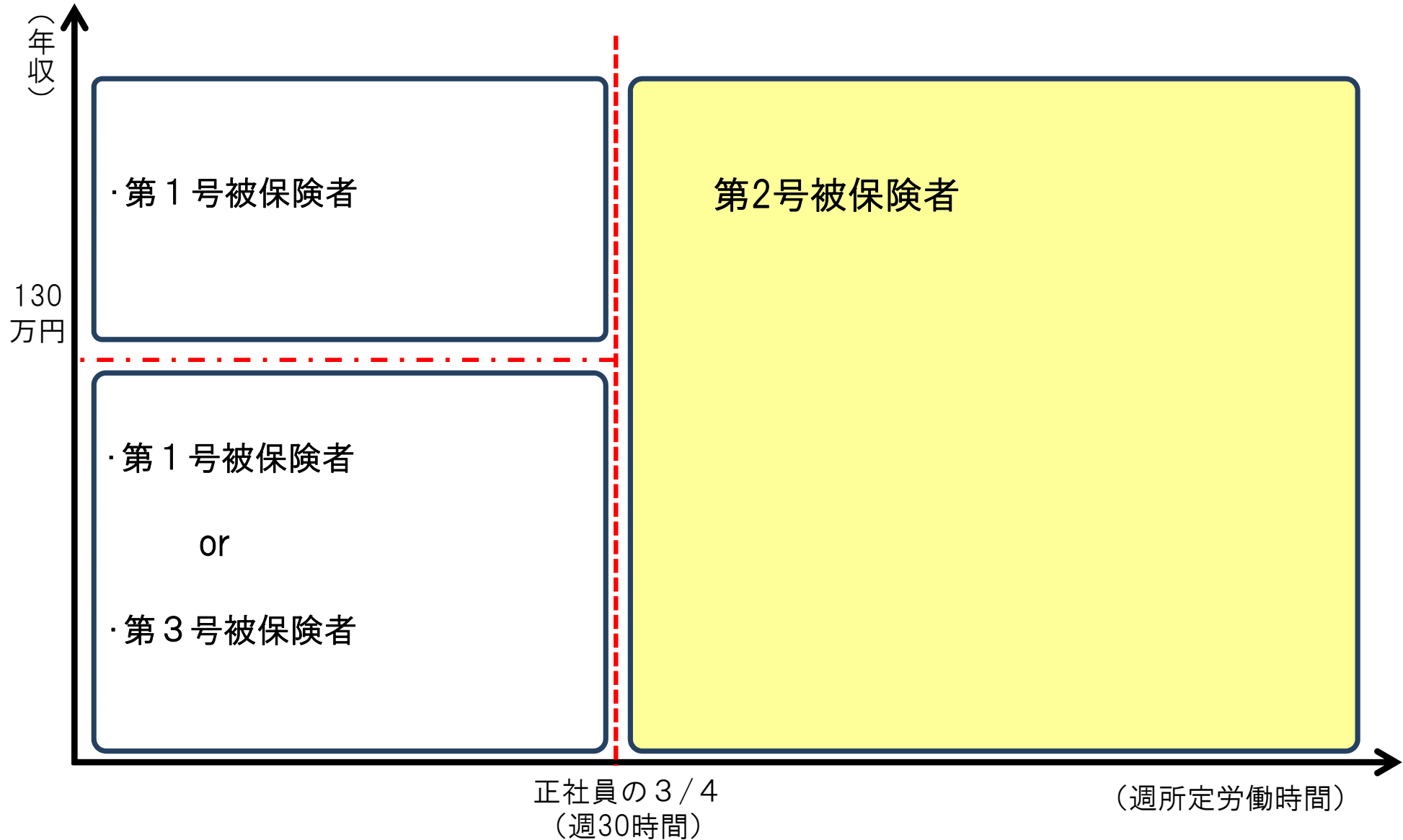
《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

現行の適用関係(イメージ図)

○ 現行の適用ルールは、以下の順番で被保険者の種別を規定することとなる。

- ① はじめに、第2号被保険者であるか(=所定労働時間が正社員の3/4であるかどうか)
- ② その次に、第3号被保険者であるか(=第2号被保険者の配偶者で年収130万円未満かどうか)
- ③ 第2号でも第3号でもない者を第1号被保険者とする



主に自分の収入で暮らしている短時間労働者の割合（個人調査）

○ 短時間労働者でも約3割（男性では約6割）が、家計補助的な役割ではなく、主に自分の収入で暮らしている。

	平成13年調査	平成18年調査	平成23年調査
男	57.4%	55.7%	61.4%
女	18.5%	16.6%	15.9%
計	27.7%	26.6%	29.5%

資料出所：パートタイム労働者総合実態調査（平成13年、平成18年、平成23年）厚生労働省

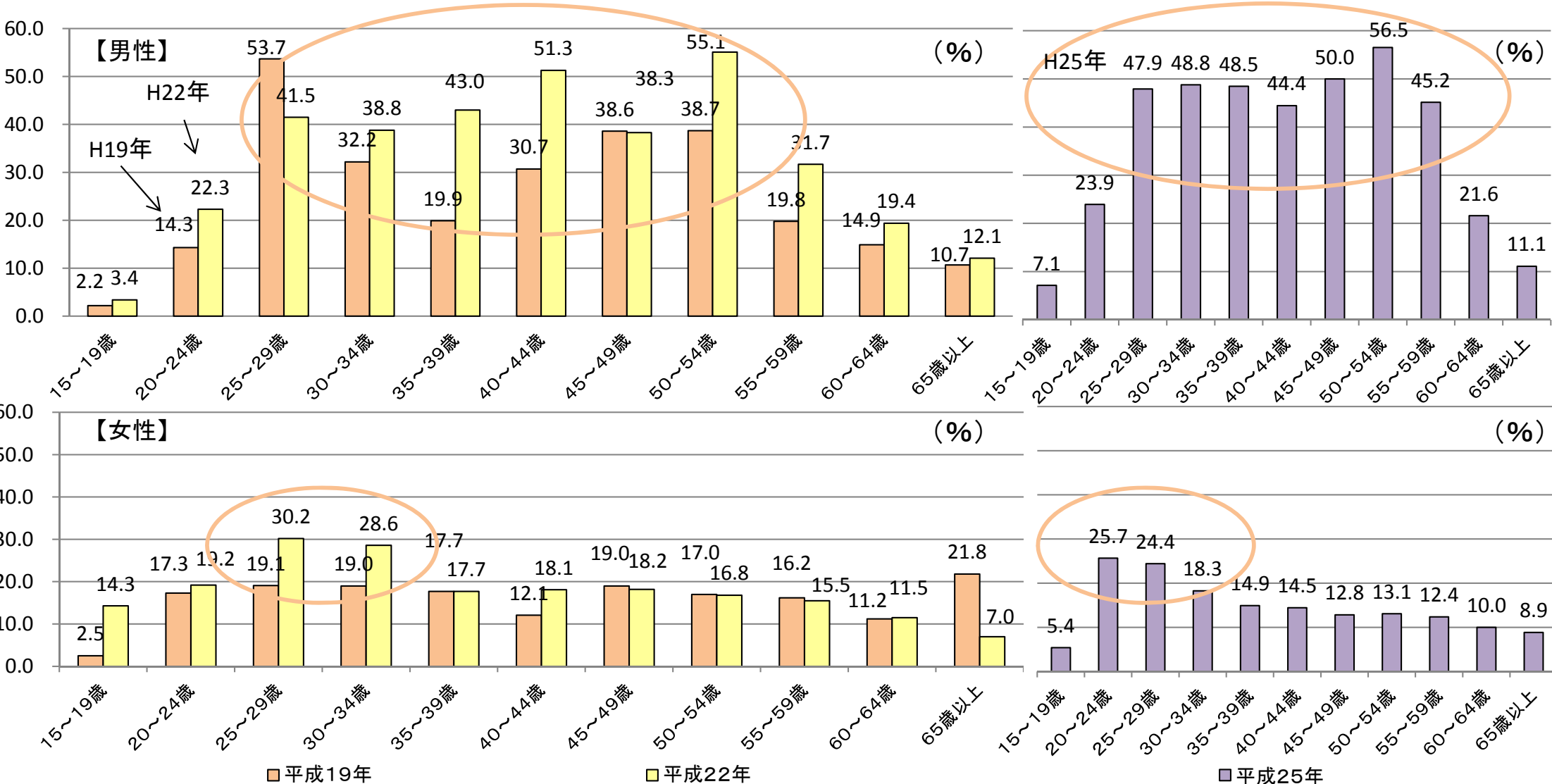
※平成23年調査は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除いて調査した数値である。

※パート、短時間労働者のいずれについても、正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者を指す。

性別・年齢別にみた「不本意非正規」の状況

○ 不本意ながら非正規就業となっている人の割合は、男性では年齢にかかわらず高い割合となっており、女性では、特に若者での割合が高い状況にある。

(※) 下記は、「正社員・出向者以外の労働者」(H19、22年)、「非正規の職員・従業員」(H25年)のうち、現職の雇用形態について理由が、正社員・正職員として働ける会社がないためと回答した者の割合。なお、以下のグラフは異なる統計をもとにしており、単純には比較できない。



(資料出所) 平成19年及び平成22年は厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」、平成25年は総務省「労働力調査(詳細集計)」平成25年4~6月期平均

先進諸国の年金制度の動向(適用範囲の拡大)

- 年金制度の適用範囲は、稼働収入のある者に課されるのが一般的。(日本のように無収入の者も強制加入の被保険者として適用している制度設計は例外的。)
- このため、先進諸国の年金制度では、わずかでも賃金収入があれば、加入義務(保険料納付義務)が生じる制度設計となっていることが一般的。(一部の国では、支払われた賃金すべてを上限なく賦課対象として雇用主負担を求めている。)
- 近年、諸外国では、より多くの就労者が年金制度でカバーされるような改革を行う例がある。
※ これに加えて、雇用対策の観点から、低賃金の労働者に対して、特別な扱いを行う例がある。

	日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 厚生年金保険 国民年金 共済年金 全居住者	1階建て (適用対象外) 老齢・遺族・障害保険 無業者 被用者及び自営業者	2階建て (適用対象外) 基礎年金 国家第二年金 職域年金 無業者 被用者及び自営業者	1階建て (適用対象外) 一部自営業者年金 一般年金 年金保険 被用者及び一部自営業者	1階建て (適用対象外) 自治域毎の 職域制度 一般制度 特別制度 無業者 自営業者 被用者	1階建て 保証年金 所得に基づく年金 無業者等 被用者及び自営業者
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
適用条件(2013年)	<ul style="list-style-type: none"> 20~60歳の者は、所得にかかわらず強制加入 1号被保険者は、所得により保険料免除可能 2号被保険者は、原則週30時間以上の労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 自営業者は、年間所得400ドル(約4.1万円)以上であることが要件 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者は、週109ポンド(約1.9万円)以上の収入があることが要件 自営業者は、年5,725ポンド(約99.6万円)以上の所得が要件 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者の収入が月額€450(約6.2万円)以下の場合には通常より事業主負担分増加。任意脱退が可能だが、事業主は引き続き同じ額を負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 収入の多寡にかかわらず、就業者は保険料賦課 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者は、物価基礎額の42.3%(年18,900クローネ(約28.4万円))以上の所得が要件

※数値は、特に記載がない場合2013年時点。

※換算レートは2014年9月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(1ドル=102円、1ポンド=174円、1ユーロ=138円、1クローネ=15円)による。

④ オプションⅢ(退職年齢と受給開始年齢を65～70歳とした場合の給付水準の変化)

退職年齢及び受給開始年齢	保険料 拠出期間	ケースC		ケースE		ケースG		ケースH(経済変動あり)注2	
		給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分	給付水準調整 終了後の所得 代替率	増分
65歳	45年	57.6%	—	57.1%	—	48.4%	—	47.9%	—
66歳	46年	63.1%	+5.5% (拠出期間増:+0.7% 繰下げ増額:+4.8%)	62.6%	+5.5% (拠出期間増:+0.7% 繰下げ増額:+4.8%)	53.1%	+4.6% (拠出期間増:+0.6% 繰下げ増額:+4.1%)	52.5%	+4.6% (拠出期間増:+0.6% 繰下げ増額:+4.0%)
67歳	47年	68.7%	+11.1% (拠出期間増:+1.4% 繰下げ増額:+9.7%)	68.2%	+11.0% (拠出期間増:+1.4% 繰下げ増額:+9.6%)	57.8%	+9.4% (拠出期間増:+1.3% 繰下げ増額:+8.1%)	57.2%	+9.3% (拠出期間増:+1.2% 繰下げ増額:+8.1%)
68歳	48年	74.4%	+16.8% (拠出期間増:+2.3% 繰下げ増額:+14.5%)	73.8%	+16.7% (拠出期間増:+2.3% 繰下げ増額:+14.4%)	62.6%	+14.2% (拠出期間増:+2.0% 繰下げ増額:+12.2%)	61.9%	+14.0% (拠出期間増:+1.9% 繰下げ増額:+12.1%)
69歳	49年	80.2%	+22.6% (拠出期間増:+3.3% 繰下げ増額:+19.4%)	79.6%	+22.4% (拠出期間増:+3.2% 繰下げ増額:+19.2%)	67.6%	+19.1% (拠出期間増:+2.9% 繰下げ増額:+16.3%)	66.8%	+18.8% (拠出期間増:+2.7% 繰下げ増額:+16.1%)
70歳	50年	86.2%	+28.6% (拠出期間増:+4.4% 繰下げ増額:+24.2%)	85.4%	+28.3% (拠出期間増:+4.3% 繰下げ増額:+24.0%)	72.6%	+24.1% (拠出期間増:+3.8% 繰下げ増額:+20.3%)	71.7%	+23.8% (拠出期間増:+3.6% 繰下げ増額:+20.1%)

注1: 増分の()内は、増分を保険料拠出期間の増加による影響と繰下げ受給による影響に要因分解したもの

2: ケースHは、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の数値

支給開始年齢引上げのスケジュールと高年齢者雇用確保措置

- 老齢厚生年金の支給開始年齢については、「定額部分」は、2001年度から2013年度までかけて60歳から65歳に既に引き上がっており、「報酬比例部分」は、今年度(2013年度)から2025年度までかけて段階的に65歳に引き上げられることとなっている(女性の引上げスケジュールは5年遅れ)。
- また、支給開始年齢の引上げ等に対応するため、2004年の法改正で高年齢者雇用確保措置が義務化され、2012年の法改正で、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止された。

《高年齢者雇用確保措置》

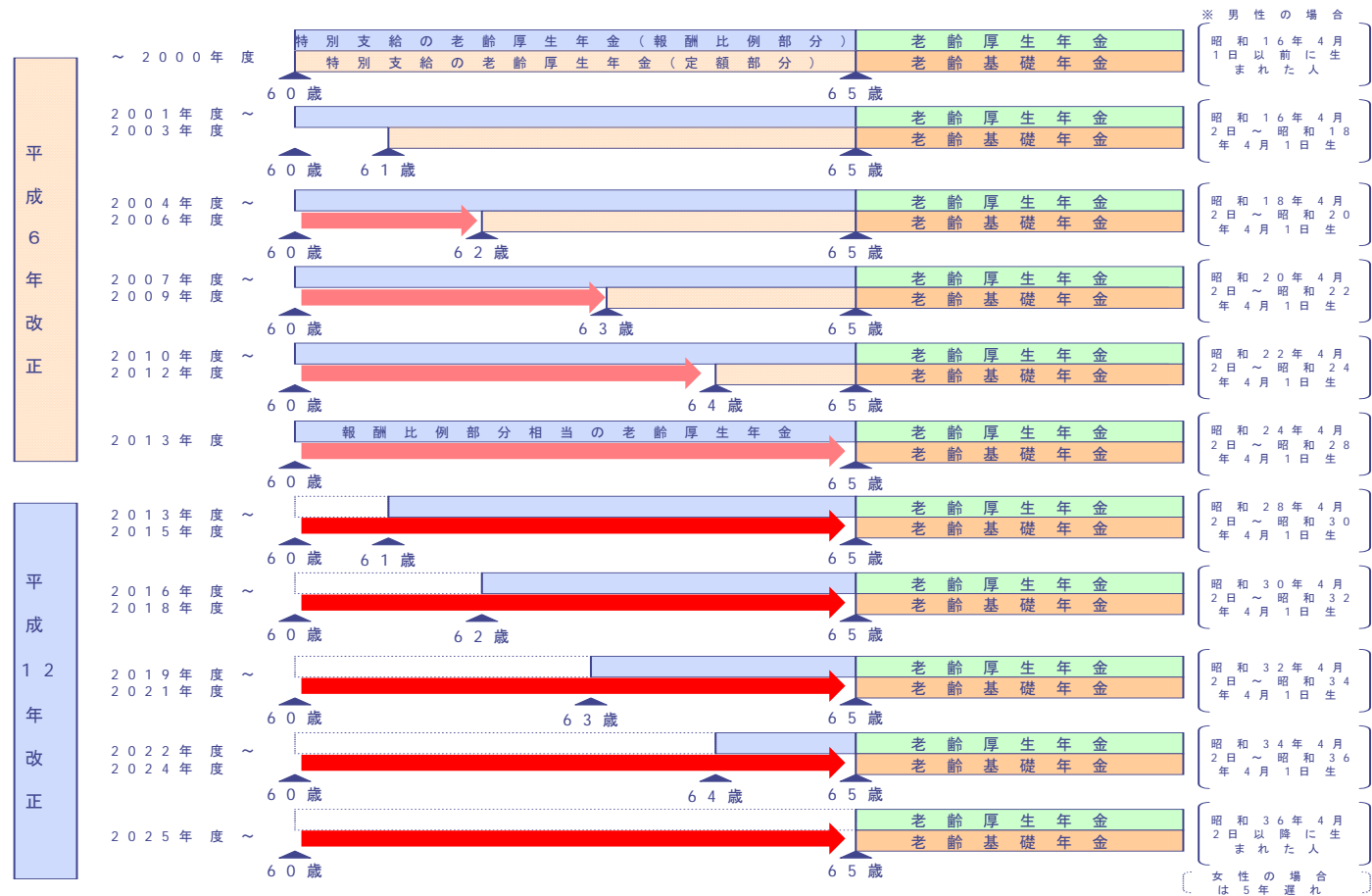
○ 65歳までの雇用を確保するため、2006年から、65歳未満の定年を定める企業には、以下の措置のいずれかを取ることが義務づけられている。

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止

○ 2013年4月以降は、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止され定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象となることとなった。

※厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に基準を利用できる経過措置あり。

《現行の支給開始年齢のスケジュール》



平均余命の伸長

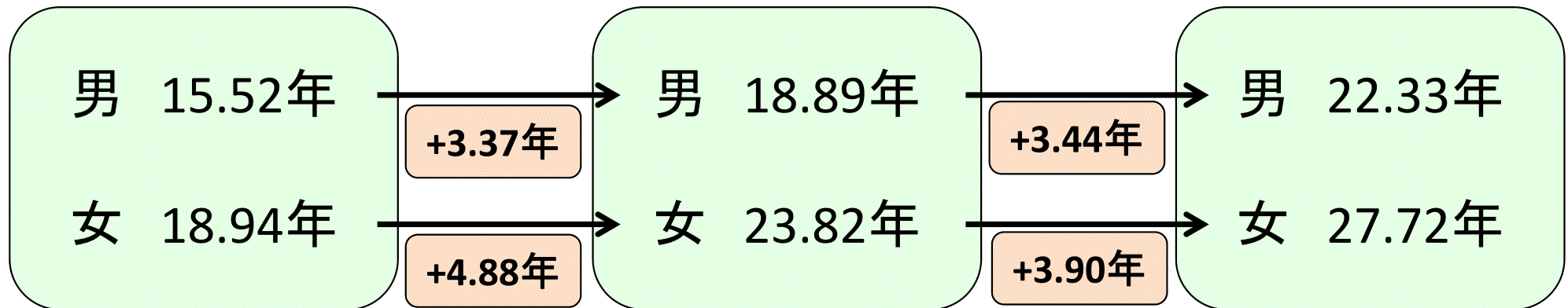
- 基礎年金創設時(1986年)から現在までで平均余命は、「4~5年」伸びている。
- 人口推計では、今後、2060年までにかけて、平均余命はさらに「3~4年」伸びる見込みとなっている。

基礎年金創設時
(1986年)

現 在
(2012年)

人口推計の仮定
(2060年、中位)

【65歳平均余命】



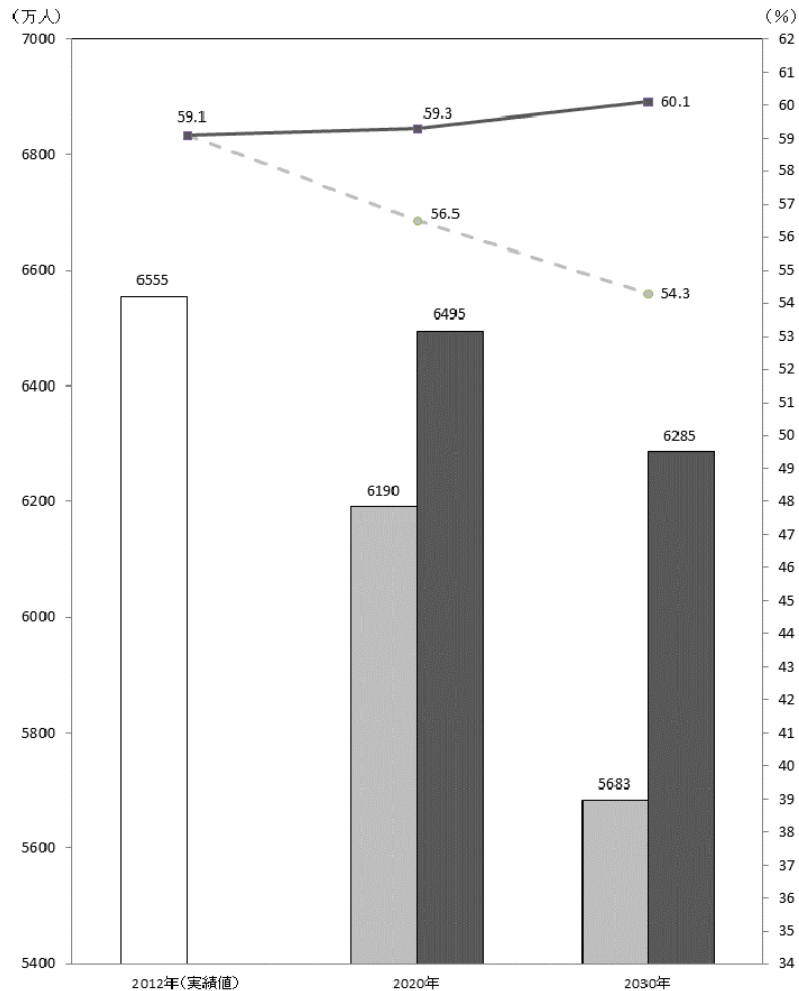
【平均寿命】



労働力需給推計(2014年2月)について

- 経済成長と労働参加が適切に進むケースでは、労働力率(労働力人口/15歳以上人口)は、現在の水準をほぼ維持するが、適切に進まないケースでは労働力率が大きく低下する。
- 労働力率を現在の水準に維持するためには、若者、女性、高齢者など働くことができる人全ての就労促進を図っていくことが必要である。なお、経済成長と労働参加が適切に進むケースでは、60歳台後半の男性の労働力率に着目すれば、49.0%→66.7%に上昇すると推計されている。

労働力人口と労働力率の見通し



(資料出所)2012年実績値は総務省「労働力調査」、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計
 (注)推計は、(独)労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」を用いて行ったもの

年齢階級別労働力率の推移と見通し
 <経済成長と労働参加が適切に進むケース>

		実績			推計	
		2012年	2020年	2030年	2012年(実績)	2030年(推計)
男	25~29歳	93.6%	94.2%	95.6%	338万人	281万人
	30~34歳	96.0%	96.6%	96.8%	384万人	303万人
	35~39歳	96.5%	97.3%	97.5%	463万人	310万人
	40~44歳	96.2%	97.2%	97.6%	459万人	322万人
	60~64歳	75.4%	86.0%	90.9%	383万人	369万人
	65~69歳	49.0%	58.0%	66.7%	190万人	237万人
	70~74歳	31.0%	33.1%	39.3%	106万人	124万人
女	25~29歳	77.6%	82.1%	87.5%	270万人	246万人
	30~34歳	68.6%	78.5%	85.7%	267万人	255万人
	35~39歳	67.7%	75.8%	84.4%	316万人	254万人
	40~44歳	71.7%	79.5%	86.6%	335万人	274万人
	60~64歳	45.8%	49.4%	55.1%	242万人	230万人
	65~69歳	28.3%	30.2%	34.2%	119万人	130万人
	70~74歳	16.8%	18.7%	20.2%	66万人	72万人

(資料出所)
 ・2012年までの実績値は総務省「労働力調査」、・2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計